

新	旧
災害医療対策事業等実施要綱	災害医療対策事業等実施要綱
第1 災害拠点病院整備事業（略）	第1 災害拠点病院整備事業（略）
第2 災害拠点精神科病院等整備事業（略）	第2 災害拠点精神科病院等整備事業（略）
第3 医療施設土砂災害防止施設整備事業（略）	第3 医療施設土砂災害防止施設整備事業（略）
第4 医療施設等耐震整備事業（略）	第4 医療施設等耐震整備事業（略）
第5 医療施設耐震化促進事業（略）	第5 医療施設耐震化促進事業（略）
第6 NBC災害・テロ対策設備整備事業（略）	第6 NBC災害・テロ対策設備整備事業（略）
第7 防災訓練等参加支援事業（略）	第7 防災訓練等参加支援事業（略）
第8 DMAT <u>等</u> 活動支援事業 1 目的 この事業は、災害発生時に被災都道府県等から派遣要請を受けたDMAT（DMATロジスティックチームを含む） <u>、DPAT先遣隊及び災害支援ナース</u> が、被災都道府県に設置される保健医療福祉	第8 DMAT <u>・DPAT</u> 活動支援事業 1 目的 この事業は、災害発生時に被災都道府県等から派遣要請を受けたDMAT（DMATロジスティックチームを含む） <u>及びDPAT先遣隊</u> が、被災都道府県に設置される保健医療福祉調整本部等での活

調整本部等での活動や、被災地における、災害現場での医療、病院支援、患者搬送等の災害急性期での医療の確保のための活動を有機的かつ効果的に実施支援することを目的とする。

2 事業の実施主体

- (1) 都道府県からDMAT指定医療機関として指定を受けた病院の開設者及び被災都道府県等から要請を受けた都道府県とする。
- (2) DPAT先遣隊が所属する医療機関及び都道府県精神保健福祉センターの開設者、被災都道府県等から要請を受けた都道府県とする。

(3) 災害支援ナースが所属する施設の開設者及び被災都道府県等から要請を受けた都道府県とする。

3 事業内容

- (1) DMAT、DPAT先遣隊及び災害支援ナースの派遣は、被災都道府県からの要請に基づくことを原則とする。
- (2) 厚生労働省は、必要に応じて被災都道府県に代わってDMAT、DPAT先遣隊及び災害支援ナースの派遣要請ができる。
- (3) 本事業に要する費用については、被災地に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、同法第18条による支弁を優先するものとする。

第9 DMAT訓練事業（略）

動や、被災地における、災害現場での医療、病院支援、患者搬送等の災害急性期での医療の確保のための活動を有機的かつ効果的に実施支援することを目的とする。

2 事業の実施主体

- (1) 都道府県からDMAT指定医療機関として指定を受けた病院の開設者及び被災都道府県等から要請を受けた都道府県とする。
- (2) DPAT先遣隊が所属する医療機関及び都道府県精神保健福祉センターの開設者、被災都道府県等から要請を受けた都道府県とする。

(新設)

3 事業内容

- (1) DMAT 及びDPAT先遣隊の派遣は、被災都道府県からの要請に基づくことを原則とする。
- (2) 厚生労働省は、必要に応じて被災都道府県に代わってDMAT 及びDPAT先遣隊の派遣要請ができる。
- (3) 本事業に要する費用については、被災地に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、同法第18条による支弁を優先するものとする。

第9 DMAT訓練事業（略）

第10 災害医療コーディネーター研修事業（略）	第10 災害医療コーディネーター研修事業（略）
第11 航空搬送拠点臨時医療施設設備整備事業（略）	第11 航空搬送拠点臨時医療施設設備整備事業（略）
第12 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業（略）	第12 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業（略）
第13 D P A T養成支援事業（略）	第 13 D P A T養成支援事業（略）
第14 医療施設非常用通信設備整備事業（略）	第 14 医療施設非常用通信設備整備事業（略）
第15 医療施設浸水対策事業（略）	第15 医療施設浸水対策事業（略）
第16 医療施設ブロック塀改修等整備事業（略）	第 16 医療施設ブロック塀改修等整備事業（略）
<u>第17 災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業</u>	
<u>1 目的</u>	
<u>この事業は、災害発生直後や新興感染症まん延時における被災地等の医療機能の低下に対応するため、災害・感染症医療業務従事者を派遣する医療機関が、派遣に要する設備を整備するために必要な経費を補助することにより、災害時の医療を確保することを目的とする。</u>	

2 事業の実施主体

都道府県知事と災害・感染症医療業務従事者の派遣に関する協定を締結している医療機関で厚生労働大臣が適当と認めるものの開設者とする。

3 事業内容

(1) 災害・感染症医療業務従事者を派遣する医療機関として、必要な診療設備等を整備するものとする。

ア 被災地等への派遣に必要な災害対応被服、個人防護資器材、携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機等設備、災害時通信用装備

イ 災害・感染症医療業務従事者の派遣に必要な緊急車輛（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条に定める緊急自動車に該当するものに限る。）

第18 医療コンテナ活用促進事業

1 目的

この事業は、災害時等に被災した病院機能の補完として医療コンテナを活用することを想定し、都道府県や災害拠点病院が医療コンテナの導入促進を図るためのモデル事業を実施し、同事業における実証を踏まえ、その成果を周知する等により、今後の医療コンテナ

の普及促進につなげることを目的とする。

2 事業の実施主体

都道府県及び災害拠点病院の開設者とする。

3 事業内容

医療コンテナの災害時における活用促進につながるモデル事業を実施する。当該事業の具体的な内容のイメージは以下のよう
なものであるが、詳細については地域や実施主体の状況を踏まえ
立案することとする。

(想定される取組のイメージ)

<取組イメージ1>

- ・検査機器を搭載した医療コンテナを業者から都道府県がリースする
- ・リースした医療コンテナの取り扱いに関する研修を実施する
- ・平時は医療機関や検診センターの少ない地域における検診事業等として運用する
- ・災害時に災害拠点病院等の医療機関の機能補填として活用できるよう年に数回訓練や研修等を実施する。

<取組イメージ2>

- ・診察室用の医療コンテナを業者から災害拠点病院がリースす

る

- ・リースした医療コンテナの取り扱いに関する研修を実施する
- ・平時はその災害拠点病院に設置して発熱外来等として運用す

る

- ・災害時に避難所や被災した診療所に設置し、臨時の救護所や診療所として活用できるように年に数回訓練や研修等を実施する。

<取組イメージ3>

- ・複数の診察室用の医療コンテナを業者から都道府県がリースする

- ・リースした医療コンテナの取り扱いに関する研修を実施する
- ・平時は空港等に都道府県が保管して適宜メンテナンスをリースした業者に依頼する。

- ・災害時にこれらの複数のコンテナを公園や空港に設置された臨時の搬送拠点に設置し、臨時の救護所として活用できるように年に数回訓練や研修等を実施する。